

平成27年第3回美祢市議会定例会会議録（その4）

平成27年9月18日（金曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 なし

3. 欠 員 1名

4. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	野尻登志枝
議会事務局係	大塚 享	議会事務局係	

5. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	篠田洋司
総務部長	田辺 剛	総合政策部長	藤澤和昭
市民福祉部長	三浦洋介	建設経済部長	西田良平
総合観光部長	奥田源良	美東総合支所長	倉重郁二
秋芳総合支所長	浜口賢真	総務部次長	大野義昭
総務部長	竹内正夫	市民福祉部次長	杉原功一
財政課長	福田泰嗣	市民福祉部高齢福祉課長	河村充展
市民福祉部地域福祉課長		教育長	永富康文
会計管理者	久保 毅	上下水道事業管理者	波佐間 敏
病院事業者	高橋睦夫	上下水道局長	松野哲治
代表監査委員	三好輝廣		

消 防 長  
病 院 事 業 局  
管 理 部 長  
監 査 委 員 長  
事 務 局 長  
教 育 委 員 会 事 務 局  
生 涯 学 習 推 進 課 長  
総 合 観 光 部  
観 光 総 務 課 長

松 永 潤  
金 子 彰  
小 田 正 幸  
古 屋 敦 子  
繁 田 誠

教 育 委 員 会  
事 務 局 長  
病 院 事 業 局  
経 営 管 理 課 長  
上 下 水 道 局  
管 理 業 務 課 長  
総 合 政 策 部  
企 画 政 策 課 長  
上 下 水 道 局  
施 設 課 長

山 田 悦 子  
古 屋 壮 之  
三 戸 昌 子  
佐 々 木 昭 治  
矢 田 部 繁 範

## 6. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度美祢市水道事業剰余金の処分について
- 日程第 3 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について
- 日程第 5 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 7 2 号 美祢市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 3 号 美祢市手数料条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 4 号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 7 5 号 美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 7 6 号 美祢市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 7 0 号 平成 2 7 年度美祢市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 3 議案第 7 1 号 平成 2 7 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議員派遣について
- 日程第 1 5 会期の延長について
- 日程第 1 6 報告第 1 0 号 平成 2 6 年度の決算に係る健全化判断比率について

日程第 17 報告第 11 号 公営企業の平成 26 年度の決算に係る資金不足比率  
について

日程第 18 報告第 12 号 美祢市観光事業特別会計経営健全化計画の完了報告  
について

日程第 19 議案第 78 号 平成 26 年度美祢市一般会計決算の認定について

日程第 20 議案第 79 号 平成 26 年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算  
の認定について

日程第 21 議案第 80 号 平成 26 年度美祢市観光事業特別会計決算の認定に  
ついて

日程第 22 議案第 81 号 平成 26 年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認  
定について

日程第 23 議案第 82 号 平成 26 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算  
の認定について

日程第 24 議案第 83 号 平成 26 年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算  
の認定について

日程第 25 議案第 84 号 平成 26 年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認  
定について

日程第 26 議案第 85 号 平成 26 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決  
算の認定について

日程第 27 決算審査特別委員会の設置について

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、議員派遣一覧表、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております、日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において山中佳子議員、岩本明央議員を指名いたします。

この際、執行部から発言の申し出がありましたので、発言を許可します。三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） 議長のお許しをいただきましたので、去る9月7日、三好議員の一般質問におきまして、議員より御質問のありました件につきまして、回答をいたします。

御質問は、「放課後、児童クラブの支援員等の配置・人数について、利用する児童の数に応じて段階的に増員する規定はあるか」でございました。

関係条例において、一つの児童クラブを構成する児童の数はおおむね40人以下とし、支援員の人数は2人以上と規定しております。市内の児童クラブの大半は、20人前後の利用者数ですが、各児童クラブの状況に応じて適宜、2人以上の支援員を確保しているところでございます。

また、併せまして訂正を申し上げます。

「児童クラブの支援員となる資格要件で看護師も対応可能か」との御質問に対し、対応可能と答弁をいたしました。確認をしましたところ、看護師は対象外でございましたので、ここに訂正をさしていただき、お詫び申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 日程第2、議案第65号から日程第13、議案第71号までを、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 登壇〕

○教育経済委員長（萬代泰生君） 皆様、おはようございます。

ただいまより、去る9月1日に開催いたしました教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、本委員会に付託されました、議案第74号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての議案1件について、慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決いたしました。

本議案の審査過程において、委員より、本市体育施設における夜間照明の設置基準や設置箇所等について質疑がございましたが、内容は割愛させていただきます。

次に、その他の項において委員より、来年度開校予定の秋芳中学校のプールやテニスコートなどの整備工事の実施時期等について質問があり、執行部より、プール及びテニスコートの工事については、指名審査会ののち、本年10月初旬に契約をし、来年3月中旬に工期を終える予定です。なお、具体的な工事日程等についてわかれば、早目にお知らせしますとの答弁がありました。

他の質疑等については、割愛させていただきます。

以上をもちまして、教育経済委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども所管事項の審査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えます。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 教育経済委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 自席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 河本芳久君 登壇〕

○総務民生委員長（河本芳久君） ただいまより、去る9月2日開催の総務民生委員会の委員長報告を行います。

さきの本会議で、本委員会に付託されました市長提出議案10件について、審査

いたしました。その結果について、まず御報告いたします。

議案第65号平成26年度美祢市水道事業剰余金の処分について、また、議案第66号平成26年度美祢市水道事業会計決算の認定について、議案第67号美祢市公共下水道事業剰余金の処分について、議案第68号美祢市公共下水道事業会計決算の認定について、議案第69号美祢市病院等事業会計決算の認定について、議案第75号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第76号美祢市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第71号平成27年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、これら8件については、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号美祢市個人情報保護条例の一部改正について、及び議案第73号美祢市手数料条例の一部改正についての2件については、賛成多数で可決されました。なお、この二つの議案は、マイナンバー制度にかかわるものであり、個人情報の流出の懸念につながる恐れがあるとの理由で、反対との意見がございました。

それでは、議案審査の過程における主な質疑や答弁について、御報告いたします。

議案第65号平成26年度美祢市水道事業決算の認定について委員より、石綿管がまだ残っているがその現状についての質問があり、これに対し、執行部から、美祢地区で2,200メートル余り残っている。石綿管が施行されている場所は交通量の多い地区であり、本年度も工事費を確保し、改善に努めたいとの答弁がありました。

続いて委員より、水道ビジョン、いわゆる財政計画に係る取り組み状況についての質問がありました。執行部より、美東地区と秋吉地区の硬度低減化工事、施設の老朽化の更新、上水道と簡易水道料金のバランス等を考えながら財政計画をつくっていききたいとの答弁がありました。

次に、議案第69号美祢市病院等事業会計決算の認定について、委員より、新会計移行後の財務諸表をもとに、新たな財政計画を立てる考えがあるか否かとの質問がありました。これに対し執行部より、国から義務づけられている地域医療需要計画及び地域医療構想の策定後、その内容を見据えた上で、本市の二つの病院等における立体的な経営について検討し、28年度ないし29年度には、計画を策定でき

ればと考えていますとの答弁がありました。

次に、議案第75号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、事業所内の保育について、美祢市ではどのようなになっているかとの質問に対し、執行部から、現在のところ本市においては、事業所内の保育事業はありませんが、国が示している設置基準に基づき条例を整備していますとの答弁がありました。

次に、議案第76号美祢市地域活動支援センターの設置及び運営に関する条例の一部改正について、委員より、秋芳町にあった、地域活動支援センター「あじさい」という福祉施設は、就労Bに行くまでのワンクッション的な存在であったと思うが、このような施設がなくなっていいのかとの質問に対し、執行部より、B型施設の一部を使っても、地域活動支援センターの役割を担うことができますので、こちらのほうで対応していきたい。——なるべくその施設等で対応していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、地域活動支援センターである「あじさい」施設の活用については、どのように考えているかとの質問に対し、執行部から、施設の活用については、今のところ考えていないとの答弁がありました。

また、委員より、地域活動支援センターとB型施設の工賃の違いはどのようにになっているかとの質問に対して、執行部より、それぞれの設置目的は違うが、比較するとB型施設の工賃がやや高くなっている旨の答弁がありました。

なお、議案第68号美祢市公共下水道事業会計決算の認定について、委員より貸借対照表に記載されている売掛未収金に対する質問がございましたが、その場での資料等の関係で、答弁はできませんでしたので、後ほど担当課長から、答弁が予定されていますことを申し上げて、私の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども必要であれば所管事項の審査を行うことを議長に申し出ていますので、申し添えしておきます。

〔総務民生委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） ただいま、総務民生委員長報告の中にありました、委員会での竹岡委員の質問に対し、三戸管理業務課長から答弁をさせます。三戸管理業務課長。

○上下水道局管理業務課長（三戸昌子君） 総務民生委員会時に、竹岡議員より御質

問のありました件について、お答えいたします。

議員御質問の「貸倒引当金の引当率について」でございますが、美祢市公共下水道事業会計、平成26年度決算における貸倒引当率は、0.21%を計上しております。これは、不納欠損の実績のある直近5年間の不納欠損額が、下水道使用料調定額に占める割合の実績率を平均したものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 河本芳久君 自席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 続いて、予算委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

○予算委員長（高木法生君） ただいまより、予算委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月3日、本委員会を開催し、さきの本会議にて本委員会に付託されました、市長提出議案第70号平成27年度美祢市一般会計補正予算（第3号）について、慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について御報告いたします。

委員より、人事評価制度の導入による職員研修の参加対象者はどなたか、との問いに対し、執行部より、研修の参加対象者は、評価者及び被評価者とし、評価内容は、能力評価と実績評価の双方を合わせて人事評価することになっていきますとの答弁がありました。

また、土地改良事業における暗渠排水工事を行う場合に、環境調査業務が必要となることについて、委員より、畑作物を栽培するために排水対策工事が必要だが、この事業に係る面積要件等は、どのようになっているかとの問いに対して、執行部より、暗渠排水工事については、農業競争力強化基盤整備事業において行うこととしています。面積要件は10ヘクタール以上で、負担割合は国が55%、県30%、市と地元負担がそれぞれ7.5%ですとの答弁がありました。

次に委員より、美しい山づくり事業において、500万円計上されているが、繁茂竹林事業など、今後の計画予定についてお伺いしますとの問いに対し、執行部よ

り、やまぐち森林づくり県民税を活用した県の事業の中に、繁茂竹林事業があります。今後、県と協議をしながら進めていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、その他の項で委員より、マイナンバー制度の内容等について質疑があり、執行部より説明がございましたが、詳細につきましては割愛させていただきます。

以上をもちまして、予算委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども所管事項の審査を行うことを議長に申し出ていますので、申し添えます。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 予算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

〔予算委員長 高木法生君 自席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。ただいま、教育経済委員長、総務民生委員長、予算委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長 荒山光広君 登壇〕

○議会改革推進特別委員長（荒山光広君） ただいまより、去る9月11日に開催いたしました、議会改革推進特別委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の改定案について、前回の委員会で指摘のあった部分を修正したものが純政会より、また、同じく口頭で提案したものを入れ込んだものが新政会より、それぞれ提出されました。

これまで出されている政和会のものを含めた三つの改定案について、それぞれの会派で検討されたことを協議しようとしたしましたが、委員より、7月31日付、市長から提出された議長宛ての要望書の取り扱いについて、委員長の私に質問がありましたので、その件は議会の外で起こった事案でありますので、委員会の議題と

して取り上げるのは困難であると回答いたしました。

さらに委員より、政治倫理条例の改定を論じる前に、これまで起こってきたことの反省をすることが大切ではないか、との意見がありましたので、この際、このことを踏まえて、この政治倫理条例の改定について、委員一人ひとりから意見を聞くことといたしました。

委員からは、改定をすべきだ、現行の条例でよい、また改定は否定しないが、現在の議員の任期は残りわずかであるので、改選後の議会で検討したほうがよいといったものがおおむねの意見として出ました。

次に、前回まで議論してきた経緯を踏まえ、それぞれの意見を取り入れた政治倫理条例改定の委員長案を示して協議をいたしました。各条文について異論があり、特に、地方自治法第92条の2に関わる規定については、委員間同士で意見の大きな隔たりがありました。この特別委員会が設置されたときに、1年を目途にまとめられればということでしたが、今回の委員会でおおむね1年が過ぎ、このまま続行しても平行線のままで取りまとめが困難と判断したことから、本委員会を終結することを提案し、了承されました。

最後に、政治倫理条例の改定だけではなく、これまで議論してきたことを無駄にすることなく、残りの任期は美祢市議会基本条例を初め、各規則、申し合わせ事項等を遵守することを確認、またお願いをし、委員会を閉じました。

以上で、議会改革推進特別委員会の委員長報告を終わります。

〔議会改革推進特別委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 議会改革推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、議会改革推進特別委員長の報告を終わります。

〔議会改革推進特別委員長 荒山光広君 自席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第65号平成26年度美祢市水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第65号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第66号平成26年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 秋芳・美東地域の上水道の硬度低減化は、住民の長年の悲願です。美東におきましては、平成26年度浄水方法の変更に対する、変更認可届等の手続きがされています。

先日、大田の水たまり貯水所に行って見てきました。工事も着々と進められておりました。硬度の低い上水が水道から出る日を心待ちにしております。秋芳簡水につきましても、早期の完了を併せてお願いをいたしまして、賛成意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第66号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第67号平成26年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第67号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第5、議案第68号平成26年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第68号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第69号平成26年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 住民の命綱である病院が近くにあるということは、住民にとって本当に安心です。二つの病院の存続は、雇用や地域経済の循環、活性化にも貢献しています。さらに、診療科目も充実されて、地域の医療になっていかれることを期待して賛成意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第69号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第72号美祢市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 今回の条例改正は、マイナンバー制度の導入に伴い、特定個人情報等にかかわる規定を加えるものです。マイナンバーの利用範囲は、制限されるといいますが、警察や税務署は何の制限もなく使い放題になりそうです。この条例の改定によって、個人情報保護され情報の流出がなくなるとは考えられません。

個人情報保護の一番の政策は、マイナンバー制度を導入しないことが個人情報の保護になります。マイナンバー制度は導入すべきではありません。

以上のことを述べまして、反対意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

○18番（岡山 隆君） それではですね、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この議案第72号美祢市個人情報保護条例の一部改正ということでもありますけれども、この議案に対して、この三好議員は、マイナンバー制度に係る条例改正というだけで、条例改正の根本の意味を理解せずに反対しておられるような感じがします。

この改正は、既にされている個人情報に、新たに個人情報に該当しないこの個人情報をも対象に加えて、個人情報と特定個人情報の保護を規定した内容です。特定個人情報とは、この個人の番号を含んだ個人情報です。実際、10月5日から個人番号が通知され、特定個人情報が存在します。市民個人の情報漏えいを防止し、権利侵害を防ぐためにもこの条例は必要なものです。だから、本当に困っている人への、きめ細やかな支援が可能となり生活保護または社会保障、年金、医療介護、こういったところのものをきつと本当に困っている人の対応として、重要になってくるわけでございます。

マイナンバー制度に関する、実態アンケートでは、確かにこの年金機構の個人情報の漏えいとか、こういう問題、企業とかでサイバー攻撃を受けて、問題等も確かにありますけれども、こういったところのもの確かに、物事っちゅうのは全て100%完璧というわけにはいきません。だからといって、座して瞑想にふけて何も前に進まなければ、何も社会の発展もないし、物事というものは進まないわけですね。そういった面において、100%ではないかもわかりませんが、社会的な皆さんが豊かな生活を送っていくためには、こういった制度というものが、私は、この一部条例改正は非常に重要なものでもあると思っておりますので、今回の第72号美祢市個人情報保護条例の一部改正についてということに関しましては、そういった意味において賛成いたします。

以上です。（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（秋山哲朗君） ん。反対意見ですか。（「意見があります」と呼ぶ者あり）

いやいや、反対意見ですか。（「意見があります」と呼ぶ者あり）いやいや、反対意見ですか。ここは反対、賛成の討論場ですから、反対意見ですか。反対意見、先ほど言われたんじゃないんです。（「岡山議員に対する意見があります」と呼ぶ者あり）いや、反対意見ですかと聞いているんです。（「岡山議員に対する……」と呼ぶ者あり）ちょっと、そことは違うような気がするんですけども。反対意見ならいいんですけど、反対意見をもう一度言われるということですか。いや、反対意見ですかと確認しておるんですけど。（「はい」と呼ぶ者あり）いや、だから反対意見を言われるんですかと……（「反対意見は先ほど言いましたから、述べませんが」と呼ぶ者あり）はい。（「今の討論の中で、議案に対して討論なのに」と呼ぶ者あり）（「済みません、マイクを通して」と呼ぶ者あり）（「いいですか」と呼ぶ者あり）立ってきちっとね。ルール……（「いいですか」と呼ぶ者あり）はい、三好議員どうぞ。いや、私もちょっと質問がある、反対意見言われるんですか。（「反対意見ではありません」と呼ぶ者あり）それなら、反対意見でなければ。（「ちょっと待ってください。反対意見ですけど先ほど述べましたからそれについては言いませんが、岡山議員の発言に対して言いたいんですけど、議案に対して討論しているときに、議案を討論した議員の名指しで、それを批判するというのが間違いじゃないでしょうか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）いやいや、岡山議員の……三好議員と名前が出ましたから、それはいけんのじゃないかということですか。（「はい、この意見を述べた者に対して批判するということは、議案に対しての討論だから、するべきではないと……」と呼ぶ者あり）だから、反対、賛成の討論ならいいですよ。どうぞやってください。それとも、今、岡山議員がそういうふうに言うたからいけない、岡山議員を非難しておられるということですかね。（発言する者あり）だから、岡山議員の内容は、今、河本議員が言われたとおりだと思いますけども。内容に対して異議があるということですか。この場は、あくまでも反対、賛成の意見を言う場ですから、それ以外のことは極力控えていただきたいと思います。だから反対意見をもう一度言われるということですか。（「先ほど反対意見を述べましたから、もう一回は言いません」と呼ぶ者あり）はい、そうですね。（「しかし、岡山議員さんの発言に対しては、内容については……」と呼ぶ者あり）だから、何らかの動議か何か出されるということですか。動議か何か出されるということですか、岡山議員の発言に対して。（発言する者あり）暫時休憩し

ましようか、ちょっと。はい、暫時休憩したいと思います。

午前10時35分休憩

-----

午前11時08分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この本案に対する、そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第72号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第73号美祢市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この管制では、マイナンバー制度の施行に伴う通知カード等の再交付にかかわる手数料が新たに定められています。日本共産党は、マイナンバー制度の導入に反対していますので、この議案には反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

○18番（岡山 隆君） それでは、議案第73号美祢市手数料条例の一部改正に賛成いたします。

今回のこの手数料条例の一部改正につきましては、美祢市手数料条例の一部改正、さきの美祢市個人情報保護条例の一部改正も全くこのことと同じなんですけれども、要するにマイナンバー、個人番号ね、制度は、行政の効率化のほかに、国民の利便性の向上、公平、公正な社会を実現するものでございます。年金や医療・介護、雇用保険などの社会保障、確定申告などの税の事務や災害時の支援活動をスムーズにし、銀行の貯金口座への利用など広く活用されることも予定されております。

そういったことから、今回は個人通知カードの再交付、これ500円なんですけれども、これは紙ベースなんです、聞いたらね。紙ベースに追記する余白がなくなったときに、再交付カードを求めたときに500円が要りますよと。そして、個

人情カードの再交付については、1枚につき800円。これは、ICチップがあってカードとして固いカードですね。こういったものについては、800円その手数料条例で要するということでもあります。

そういったことで、今回、銀行の預金口座の利用など広く活用されているということで、銀行の自分の預金の暗証番号が盗まれて引き出されるのではないかと。こういうね、思い違いをされている。自分の銀行のカードで盗まれたらそうですけど、この今回のカードについては、そういったことは全然、別な問題ですので、そういったことではないということでもあります。

いずれにしても今回は、この個人番号制度にかかわる手数料については、500円と800円、手続きについては賛成ということで賛成意見といたします。以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第73号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第74号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 意見を述べます。今回の74号の議案ですが、大嶺小学校のグラウンド夜間照明施設の使用料1時間につき610円にするという議案に賛成いたします。使用料の610円の根拠は、豊田前中学校、於福中学校第2グラウンド——これは中学校ですが——厚保中学校、それぞれの中学校の使用料が610円なので、これに合わせたということです。

美東中学校のグラウンド夜間照明の使用料は1時間に2,100円です。610円と2,100円の随分と差があります。グラウンドの面積も調べましたら、各中学校とも大差はありません。美東中学校グラウンドの使用料も610円に合わせていただきますよう強く要望いたしまして、賛成意見とします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第74号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第75号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案は、一保育所で准看護師も一人だけは、保育士とみなすというもので賛成いたします。国の制度を見てみますと、家庭的保育に関しては、職員の配置基準や保育室の面積等の規制が緩和されています。こうした規制緩和で、保育行政の市の責任が後退しないように要望いたしまして意見いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第75号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第76号美祢市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 障害のある方が働かれるとき、いきなり就労Bになじめないということがあることも多いと思います。それが原因で働けなくなった、そのまま引きこもりになったということがあってはなりません。そうした方々のためにも、就労Bでの支援体制の充実を求めまして、賛成意見いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第76号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第70号平成27年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この補正には、桂岩ふれあいセンターや虹工場の修理、修繕経費等が計上されています。この補正には賛成ですが、この補正の中に法改定による人事評価制度が導入されることによる職員の研修に関わる支出が計上されています。地方公務員の能力評価と業績評価を中心とする、この人事評価制度が導入されると、職員は上司の顔色を伺うこととなります。そうすると住民に奉仕するという公務員の一番の仕事ができなくなると考えます。済みません。職員は、上司の顔色を伺うことになると断定はしませんが——のようになるのではないかと危惧をいたします。そうすると住民に奉仕するという公務員の一番の仕事ができなくなると考えます。市民の幸せ、市民の財産を守ってこそ公務員です。公務員の仕事に成果主義をとるべきではありません。

市長さん、市民のためにも市の職員のためにも、この制度を導入しないでいただきたいのです。このことを強く求めて意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第70号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第13、議案第71号平成27年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋山哲朗君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第71号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋山哲朗君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋山哲朗君) 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋山哲朗君) 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。その間に議会運営委員会の開催をお願いいたします。その後、議員全員協議会を開催いたしますので、お集り願いますようお願いをいたします。

午前11時20分休憩

.....

午後 3時59分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

ただいま机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第4号の1）、議案付託表、会議予定表（その2）、以上3件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。

日程第15から日程第27までを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第15から日程第27までを日程に追加することに決しました。

日程第15、会期の延長についてを議題といたしたいと思えます。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により9月30日までの12日間延長いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、12日間延長することに決しました。

日程第16、報告第10号から日程第26、議案第85号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 本日、平成27年第3回美祢市議会定例会に追加提出いたしました報告3件と、議案8件について御説明を申し上げます。

報告第10号は、平成26年度の決算に係る健全化判断比率についてであります。この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算に基づき算定をいたしました健全化判断比率を監査委員の意見書を付して行うものであります。

それでは、それぞれの指標について御説明いたします。

まず、実質赤字比率についてであります。一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計の実質赤字額及び企業会計の資金不足額を合計した額の標準財政規模に対する比率であります。この両指標とも黒字を計上いたし、赤字比率は生じていないという状況であります。

続きまして、実質公債費比率についてであります。これは、一般会計等が負担をする借入金の元利償還金である公債費や他会計操出金のうち、償還金に充てたものなど、公債費に準じた経費の及ぼす標準財政規模に対する比率であり、前年度より0.4ポイント改善し、15.1%となり、早期健全化基準値であります25%を大きく下回っているところであります。なお、この比率が高い場合は、地方公共団体における資金繰りが悪化していることをあらわすものであります。

最後に、将来負担比率についてであります。この指標は、本市の全ての会計を含んでおり、比率が高い場合は将来へ負担を転嫁する比重が大きくなり、今後の財政運営が圧迫される可能性があるという比率であります。

この指標は、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、平成26年度においては78.2%、対前年度比28.6ポイントとの大幅な減となりまして、早期健全化基準値である350%を大きく下回っております。

以上、いずれの指標も早期健全化基準値を下回ったところがございますが、今後とも、これらの指標の動向に留意しながら、健全財政の維持に努めてまいり所存であります。

報告第11号は、公営企業の平成26年度の決算に係る資金不足比率についてであります。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく財政指標で、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率をあらわすものであります。

それでは、平成26年度の決算に基づきまして、会計ごとに御説明を申し上げます。

美祢市水道事業会計、美祢市公共下水道事業会計、美祢市病院等事業会計及び美祢市農業集落排水事業特別会計におきましては、資金不足は生じておりません。

美祢市観光事業特別会計におきましては、資金不足比率が11.3%となっております。

りますが、前年度より28.5ポイント数値が改善をいたし、経営健全化基準値の20%を大きく下回っており、財政の健全化が図られております。

なお、観光事業特別会計の資金不足につきましては、本平成27年度決算において全てが解消される見込みであります。

以上、それぞれの会計の資金不足比率につきまして、地方公共団体の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付し報告をするものであります。

報告第12号は、美祢市観光事業特別会計経営健全化計画の完了報告についてであります。

観光事業特別会計においては、旧1市2町合併時、ですから、これは、平成19年度決算に当たりますが、この累積赤字が15億6,161万円生じていたことから、合併初年度から大幅な組織体制の見直しを図った結果、平成20年度決算において約1億8,800万円の単年度黒字となりました。

しかしながら、累積赤字がなお13億7,368万4,000円、資金不足比率は169.5%となり、経営健全化基準値であります20%以上となったことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条の規定に基づいて、経営健全化計画を策定し、この6年間、計画の推進を図ってきたところであります。

この経営健全化計画の最終年度である平成26年度観光事業特別会計の決算状況についてでありますけれども、資金不足解消実績額は1億8,991万3,000円となりました。その結果、資金不足額は6,638万6,000円、資金不足比率は先ほどこれ、申し上げましたけれども11.3%となりまして、着実に資金不足額の解消を果たした結果、経営健全化基準値であります、これも先ほど申し上げましたけれども20%を大きく下回ることができたということであります。

これは、秋芳洞等3洞合わせての入洞者数が夏場の悪天候等によりまして、約50万8,000人と対前年度比91.3%となったものの、歳出面においては、経常的経費のさらなる見直しによる抑制を行う等の努力を行った結果により、単年度黒字が前年度を上回る約1億9,350万円となったことによるものであります。

この27年度におきましては、7月末から開催されました第23回世界スカウトジャンボリーに伴う2つのプログラムを美祢市で実施する等、約6,000人を超える世界各国のスカウトの方々を招き、小中学生との国際交流の促進及び本市が誇

ります観光資源の体験学習等、積極的な観光PRを実施したところであります。

これらによる秋芳洞等3洞の入洞者数状況は、本年8月末の段階で対前年度比9.6%の伸びを示し、着実に回復傾向にありまして、また本年の9月4日に日本ジオパークにも認定されましたことから、本年度末において、さらなる観光客の増も見込まれるということで、残る赤字額約8,116万3,000円の完全解消を果たす見込みであります。

今後の観光事業の経営に当たっては、これまでの経営健全化計画の進捗状況を踏まえ、さきに策定をいたしました「美祢市観光振興計画」及び「おもてなしのまち美祢観光振興条例」を基に、市観光事業の基幹であります秋芳洞にふさわしい施設とサービスの再構築等を目指しまして、営業力の強化、施設改修、人材育成を柱に積極的な観光施策を展開いたし、観光事業の安定的な経営基盤の確立に努めてまいります。

ここに、美祢市観光事業特別会計経営健全化計画の完了報告につきまして、関係書類を付し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第27条第6項において、準用する同条第1項の規定に基づき報告をいたすものであります。

なお、この6年間の経営健全化計画に対する取り組みに対しましては、市議会、議員の方々を初め、関係団体の方々、また多くの市民の方々に御理解と御協力を賜りました。この場をお借りをして、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

議案第78号から議案第85号は、議案第78号につきましては、平成26年度美祢市一般会計決算、議案第79号は平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算、議案第80号は平成26年度美祢市観光事業特別会計決算、議案第81号は平成26年度美祢市環境衛生事業特別会計決算、議案第82号は平成26年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算、議案第83号は平成26年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算、議案第84号は平成26年度美祢市介護保険事業特別会計決算、議案第85号は平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算、これらにつきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、市議会の認定を求めるものでございます。

なお、別に監査委員の意見書と主要施策成果報告書を付しておりますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第16、報告第10号平成26年度の決算に係る健全化判断比率についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第10号を終わります。

日程第17、報告第11号公営企業の平成26年度の決算に係る資金不足比率についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第11号を終わります。

日程第18、報告第12号美祢市観光事業特別会計経営健全化計画の完了報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第12号を終わります。

これより、日程第19、議案第78号平成26年度美祢市一般会計決算の認定についてから、日程第26、議案第85号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてまでの質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、日程第27を先議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第27を先議することに決定しました。

日程第27、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第78号から議案第85号までの8件を審査するため、美祢市議会委員会条例第6条の規定により、15人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第85号までの8件を審査するため、15人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決しました。

なお、設置期間はその審査目的が終了するまでといたします。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任については、美祢市議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長、副議長及び議員から選出された監査委員を除く15人の委員を指名いたしたいと思えます。

お諮りいたします。議案第78号から議案第85号までについては、議案付託表のとおり決算審査特別委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号から議案第85号までについては、決算審査特別委員会に付託することに決しました。

この際、御報告申し上げます。特別委員会の正・副委員長は決まっておりますので申し上げます。決算審査特別委員会委員長に高木法生議員、副委員長に下井克己議員が就任されましたので御報告申し上げます。

この際、正・副委員長より御挨拶の申し出がございせんので、お願いをいたします。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長、お願いをいたします。

○決算審査特別委員長（高木法生君） 一言、御挨拶を申し上げます。

このたび、決算審査特別委員会の委員長の選任を受けました高木法生、そして副委員長の下井克己であります。大変重責であると認識しておるところでございせん。審議に当たりましては、円滑かつ効率的な運営を心がけたいと考えております。委員の皆さん、そして執行部の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げまして挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後4時17分散会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年9月18日

美祿市議会議長

秋小哲嗣

会議録署名議員

岩本明央

”

山中佳子